ID:　145

担当部署:　都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	改良住宅の店舗等の使用許可の取消し等
例規名 根拠条項	芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則　第5条第2項
例規番号	昭和61年規則第33号

【根拠条文】

（店舗等の使用許可の制限及び取消し）

第5条　次の各号のいずれかに該当する場合には使用を許可しない。

(1)　店舗等の使用目的以外に使用するおそれがあると認めるとき。

(2)　危険物又は悪臭を発するものなどを保管収納するおそれがあると認めるとき。

(3)　営業の種類が騒音、振動及び悪臭を発生させるなど近隣に迷惑を及ぼすおそれがあるものと認めるとき。

(4)　その他市長の指示に従わないとき。

2　使用者が前項各号のいずれかに該当するに至つた場合は、その使用許可を取り消し、明渡しを命ずることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日